

○高砂市建築基準法施行細則

平成12年2月1日高砂市規則第3号

改正

平成12年5月26日高砂市規則第18号
平成12年12月28日高砂市規則第29号
平成16年9月1日高砂市規則第31号
平成17年3月1日高砂市規則第2号
平成17年7月1日高砂市規則第30号
平成20年3月31日高砂市規則第16号
平成25年3月1日高砂市規則第2号
平成27年5月29日高砂市規則第22号
平成28年5月31日高砂市規則第31号
平成30年3月30日高砂市規則第8号
平成30年10月4日高砂市規則第19号
令和元年9月24日高砂市規則第8号
令和2年3月31日高砂市規則第13号
令和3年3月31日高砂市規則第12号
令和6年6月10日高砂市規則第23号
令和7年6月30日高砂市規則第26号

高砂市建築基準法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）及び建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（確認の申請書に添付する図書）

第2条 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書（以下「確認申請書」という。）には、省令第1条の3、第2条の2又は第3条に規定する図書のほか、次に掲げる図書を添えなければならない。

- （1）建築物を工場又は危険物の貯蔵若しくは処理の用途に供する場合にあつては、工場及び危険物調書（様式第1号）
- （2）建築物に浄化槽を設置する場合にあつては、浄化槽に関する調書（様式第2号）
- （3）建築物にエレベーター若しくはエスカレーター（法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるものを除く。）、小荷物専用昇降機（政令第146条第1項第2号に掲げるもののうち、法第6条第1項第1号から第3号までに規定する建築物に設けるものを除く。）、予備電源を有する照明設備又は換気、排煙、給水、排水、消火若しくは避雷の設備（給水の設備にあつては、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置に該当する配管設備を除く。）を設置する場合にあつては、これらの設備の設計図書
- （4）法第86条の7第1項の規定により政令第137条の2から第137条の12までに規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をする場合にあつては、不適格建築物調書（様式第3号又は様式第3号の2）
- （5）法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合にあつては、不適格特殊建築物調書（様式第4号）
- （6）法別表第1（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超えるものを建築しようとする場合（増築後の特殊建築物の当該用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。）又は事務所その他これに類する用途に供する建築物のうち、階数が5以上の建築物で、延べ面積が1,000平方メートルを超えるものを建築しようとする場合（増築後の建築物の階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える増築をしようとする場合を含む。）にあつては、特殊建築物等概要書（様式第5号）
- （7）がけ地（建築基準条例（昭和46年兵庫県条例第32号）第2条第1項に規定するがけ地をいう。）のうち、がけの高さが2メートルを超えるものに建築物を建築する場合にあつては、がけの上端又は下端から当該建築物までの水平距離、がけの形状及び地盤の種類を示す図書
- （8）建築基準条例第27条の8第1項から第3項までの規定により各項各号に規定する範囲内において既存の建築物を増築し、改築し、又は大規模の修繕若しくは模様替をする場合にあつては、不適格建築物調書（様式第3号）

2 省令第1条の3第1項の表一（い）項に定める図書に次に掲げる事項を付記するものとする。

- （1）敷地の辺長、敷地面積、建築面積及び延べ面積の計算並びに敷地の接する道路の種別（法第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けたものである場合にあつては、その指定年月日及び指定番号）
- （2）建築物が接する地盤面に高低差が生じる場合にあつては、地盤面の計算
- （3）建築物の敷地の地盤面と当該敷地に接する道路面又は隣地の地盤面との間に高低差のある場合にあつては、当該高低差

3 第1項第4号に規定する調書及び同項第5号に規定する調書（法第3条第2項の規定により、法第51条の規定の適用を受けない建築物の増築又は用途変更に係る調書に限る。）には、当該調書の記載事項に関して基準時（政令第137条に規定する基準時をいう。）における数量に係る証明書を添えなければならない。

(中間検査申請書に添付する書類)

第3条 省令第4条の8第1項第4号の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、これらの書類を法第6条第1項の規定による確認の申請書若しくは法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類又は法第18条第2項の規定による通知に添付した場合は、この限りでない。

- (1) 筋かいの位置及び種類並びに通し柱の位置を明示した図書
 - (2) 土台、柱、はり、筋かいその他これらに類する部材及びそれらの接合方法を明示した図書
 - (3) 政令第46条第4項に規定する基準に従った構造計算の計算書
 - (4) 前3号に掲げる図書に相当する書類として市長が必要と認めるもの
- (公開による意見の聴取の請求)

第4条 法第9条第3項(法第10条第4項又は第45条第2項において準用する場合を含む。)又は法第9条第8項(法第10条第4項において準用する場合を含む。)の規定による公開による意見の聴取の請求は、文書によって行われなければならない。

(標識による公告)

第5条 法第9条第13項の規定により標識を設置する場合の様式は、様式第6号のとおりとする。

(特殊建築物等の定期報告)

第6条 法第12条第1項の規定により市長が指定する建築物は、次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物で、その用途に供する部分が同表の中欄に掲げる規模等のいずれかに該当するもの(以下この項及び次条第1項第2号において「対象建築物」という。)のうち政令第16条第1項の建築物以外のものとし、省令第5条第1項の規定により市長が定める対象建築物に係る報告の時期は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

| 用途 | 規模等 | 報告の時期 |
|---|--|---|
| 劇場、映画館又は演芸場 | ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの | 令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |
| 観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場 | ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの | 令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |
| 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するもの(政令第16条第1項の規定による国土交通大臣の定めにおいて規定する高齢者、障害者等の就寝の用に供するものをいう。 以下この表において同じ。)に限る。) | ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除き、病院又は診療所にあつては、当該部分に患者の収容施設がある場合に限る。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの | 令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |
| ホテル又は旅館 | ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの | 令和9年6月から同年12月まで及び令和9年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |

| | | |
|---|--|---|
| | オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの | |
| 下宿又は共同住宅若しくは寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。) | 6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの | 令和9年6月から同年12月まで及び令和9年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |
| 共同住宅又は寄宿舍(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものに限る。) | ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、その用途に避難階以外の階を供するものうち、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、その用途に避難階以外の階を供するものうち、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ その用途に避難階以外の階を供するものうち、3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ その用途に供する階が全て避難階であるものうち、6階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が300平方メートル以上のもの | 令和9年6月から同年12月まで及び令和9年から起算して3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |
| 児童福祉施設等(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。) | ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの | 令和8年6月から同年12月まで及び令和8年から起算して3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |
| 学校 | ア 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの | 令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |
| 体育館、博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 | ア 学校に附属しないものうちその用途に供する階が全て避難階であるもの又は学校に附属するもので、床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの イ 学校に附属しないものうち、その用途に避難階以外の階を供するもので、床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの ウ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートル | 令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |

| | | |
|--|---|---|
| | を超えるもの オ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの | |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。)を営む店舗 | ア 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの オ 2階部分(当該部分が避難階である場合を除く。)の床面積の合計が500平方メートル以上のもの | 令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |
| 事務所その他これに類するもの | 地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの(階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。) | 令和7年6月から同年12月まで及び令和7年から起算して3年又は3の倍数の年を経過した年の6月から12月まで |

2 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件(平成20年国土交通省告示第282号。以下「定期調査告示」という。)第2の規定により市長が付加する定期調査(法第12条第1項に規定する調査をいう。)の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

| | 調査項目 | 調査方法 | 判定基準 | |
|------------|--|--|---|--|
| 建築物の内 部 | 防火設備(防火扉、防火シャッターその他これらに類するものに限る。以下この表において同じ。)又は戸(政令第112条第19項第2号に掲げる戸に限る。以下同じ。) | 常時閉鎖した状態にある防火扉(以下「常閉防火扉」という。)の取付けの状況 | 目視又はこれに類する方法(以下この表において「目視等」という。)又は触診により確認する。ただし、3年以内に実施した法第12条第3項の規定に基づく検査(以下この表において「定期検査」という。)の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 取付けが堅固でないこと。 |
| | | 人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉の作動の状況 | 扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件(昭和48年建設省告示第2563号)第1第1号の規定に適合しないこと。 |
| | | 常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸(以下この表において「常閉防火設備等」という。)の本体、枠及び金物の劣化並びに損傷の状況 | 目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 常閉防火設備等の劣化、変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。 |
| | | 各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動の状況 | 各階の主要な常閉防火設備等の閉鎖又は作動を確認する。 | 各階の主要な常閉防火設備等が閉鎖又は作動をしないこと。 |
| | | 常閉防火設備等の閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況 | 目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合 | 物品が放置されていること等により常閉防火設備等の閉 |

| | | | | | |
|-----------|---------|---------------------------|---|---|--|
| | | | | にあつては、当該記録により確認することで足りる。 | 鎖又は作動に支障があること。 |
| | | 常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸の固定の状況 | | 目視等により確認する。ただし、常閉防火扉については、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 常閉防火扉又は常時閉鎖した状態にある戸が開放状態に固定されていること。 |
| 居室の採光及び換気 | | 換気設備の作動の状況 | | 各階の主要な換気設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 換気設備が作動しないこと。 |
| | | 各居室の給気口及び排気口における物品の放置の状況 | | 目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 換気の妨げとなる物品が放置されていること。 |
| 避難施設等 | 階段 | 特別避難階段 | 階段室又は付室の排煙設備の作動の状況 | 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 排煙設備が作動しないこと。 |
| | | 排煙設備等 | 防煙壁 | 可動式防煙壁の作動の状況 | 各階の主要な可動式防煙壁の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 |
| | | 排煙設備 | 排煙設備の作動の状況 | 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 排煙設備が作動しないこと。 |
| | その他の設備等 | 非常用エレベータ | 昇降路又は政令第129条の13の3第3項に規定する乗降ロビーの排煙設備の作動の状況 | 各階の主要な排煙設備の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 | 排煙設備が作動しないこと。 |
| | | | 非常用の照明装置 | 非常用の照明装置の作動の状況 | 各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 |
| | | | | 照明の妨げとなる物品の放置の状況 | 目視等により確認する。ただし、3年以内に実施した定期検査の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することで足りる。 |

3 前項に規定する定期調査の対象とする常閉防火扉は、各階の主要なものに限るものとする。

4 省令第5条第3項ただし書の規定により市長が規則により定める調査結果表の様式は、様式第7号のとおりとする。

5 省令第5条第4項の規定により市長が規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 付近見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
- (建築設備等の定期報告)

第7条 法第12条第3項の規定により市長が指定する建築設備等は、次に掲げるものとする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる用途に供する建築物のうち、その用途に供する部分が同表の右欄に掲げる規模等のいずれかに該当する建築物に設けた換気設備(法第28条第2項ただし書又は第3項の規定により設置する換気設備のうち政令第112条第21項の規定により設置する特定防火設備(温度ヒューズホルダーと連動して自動的に閉鎖するダンパーを含む。))を設けた換気設備に限る。)、排煙設備(法第35条又は政令第129条の13の3第13項の規定により設置する排煙設備のうち排煙機又は送風機を設けた排煙設備に限る。))及び非常用の照明装置(法第35条の規定により設置する非常用の照明装置のうち政令第126条の5に規定する予備電源で蓄電池別置型又は自家発電装置によるものを設けた非常用の照明装置に限る。))

| 用途 | 規模等 |
|--|--|
| 劇場、映画館又は演芸場 | ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 建築物の階数が3以上のもので、主階が1階以外にあるもののうち、床面積の合計が100平方メートルを超えるもの |
| 観覧場(屋外に避難上有効に開放されているものを除く。)、公会堂又は集会場 | ア 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの イ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの |
| 病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。))又は児童福祉施設等 | ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの |
| ホテル又は旅館 | ア 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの |
| 博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場 | ア 床面積の合計が2,000平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの |
| 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業(物品加工修理業を含む。))を営む店舗 | ア 床面積の合計が500平方メートルを超えるもの イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの ウ 建築物の階数が3以上のもので、地階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの エ 3階以上の階の床面積の合計が100平方メートルを超えるもの |
| 事務所その他のこれに類するもの | 地階又は3階以上の階の床面積の合計がそれぞれ100平方メートルを超えるもの(階数が5以上で、延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物に限る。)) |

- (2) 対象建築物に設ける常閉防火扉(各階の主要なものに限る。))及び随時閉鎖又は作動をできる防火設備(防火ダンパー及び政令第16条第3項第2号に掲げるものを除く。))

2 省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次の各号に掲げる区分に従い、毎年(省令第6条第1項又は第6条の2の2第1項の国土交通大臣が定める検査の項目にあっては、3年以内ごと)の当該各号に定める時期とする。

- (1) 政令第16条第3項第1号に掲げるもの 法第7条第5項又は第7条の2第5項(これらの規定を法第87条の4において準用する場合を含む。))の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前から当該応ずる日の属する月まで
- (2) 政令第16条第3項第2号及び前項各号に掲げるもの 6月から12月まで
- (3) 政令第138条第2項各号に掲げるもの 使用期間が連続して6箇月以内のものにあっては使用開始の日の属する月の前月、それ以外のものにあっては2月及び8月
(定期報告書類の保存期間)

第7条の2 省令第6条の3第5項第2号の規定により市長が規則で定める期間は、6年間とする。

(建築設備等の廃止、休止又は復活届)

第8条 第7条第2項各号に掲げる建築設備、防火設備又は工作物を廃止し、休止し、又は復活した場合には、その旨を記載した届書を市長に提出しなければならない。

(建築主等の変更届)

第9条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る工事が完了するまでの間に、建築主、設置者若しくは築造主又は代理人、設計者、建築設備に関し意見を聴いた者、工事監理者若しくは工事施工者の住所又は氏名に変更があった場合には、速やかに名義等変更届(様式第11号)を、確認済証を添えて建築主事に提出しなければならない。

(工事の取りやめ届)

第10条 法第6条第1項(法第87条第1項、第87条の4又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定による確認を受け、確認済証の交付を受けた者は、当該確認に係る建築物、建築設備又は工作物の工事を取りやめる場合には、建築工事等取りやめ届(様式第13号)に確認済証を添えて建築主事に届け出なければならない。

(垂直積雪量)

第10条の2 政令第86条第3項の規定により市長が定める垂直積雪量の数値は、30センチメートルとする。

(防火壁等の設置を要しない建築物の認定の申請)

第11条 政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定により市長の認定を受けようとする者は、外壁及び軒裏の防火構造不要認定申請書(様式第14号)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 申請の理由書
- (2) 付近見取図
- (3) 周囲(建築物から約30メートルの範囲をいう。)の建築物等の用途別現況図
- (4) 配置図
- (5) 平面図

2 市長は、政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定をしたときは、その旨を記載した通知書に、申請書の副本及びその添付書類を添えて、これらを申請者に交付するものとする。

3 市長は、政令第115条の2第1項第4号ただし書の規定による認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した通知書に、申請書の副本及びその添付書類を添えて、これらを申請者に交付するものとする。

(政令第32条第1項の規定に基づく区域指定)

第12条 政令第32条第1項の規定に基づき市長が衛生上特に支障があると認めて指定する区域は、市の区域のうち、次に掲げる区域以外の区域とする。

- (1) 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第8号に規定する処理区域
- (2) 公共下水道管理者が、下水道法第4条第1項の規定により定める事業計画において、法第6条第1項の確認の申請の日から2年以内に下水道法第2条第8号の処理区域とすることを予定されている区域
(事業計画のある道路の指定)

第13条 法第42条第1項第4号に規定する道路の指定を申し出ようとする者は、事業計画のある道路の指定申出書(様式第15号)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 付近見取図
- (2) 事業の執行計画を示す図書
- (3) 地籍図
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 市長は、法第42条第1項第4号の規定による指定をしたときは、その旨を公告し、かつ、その旨を記載した通知書に、申請書の副本及びその添付書類を添えて、これらを申請者に交付するものとする。

3 市長は、法第42条第1項第4号の規定による指定をしないときは、その旨及びその理由を記載した通知書に、申請書の副本及びその添付書類を添えて、これらを申請者に交付するものとする。

(道路の位置の指定の申請)

第14条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定(取消)申請書(様式第16号)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 省令第9条に規定する図書(様式第17号)
- (2) 道路となる土地及びその土地にある建築物若しくは工作物に関する登記事項証明書
- (3) 承諾書により承諾した者に係る印鑑登録証明書
- (4) その他市長が必要と認める図書

2 前項の規定により指定を受けようとする者は、道路の築造が完了したときは、道路築造工事完了届(様式第18号)を市長に提出し、完了検査を受けなければならない。

3 道路の位置の指定の時期は、前項の完了検査後とする。

4 省令第10条第3項の規定による道路の位置の指定の通知は、その旨を記載した通知書に、申請書の副本及びその添付書類を添えて、これらを申請者に交付するものとする。

(道路の位置の指定の取消しの申請)

第15条 法第42条第1項第5号の規定により指定された道路(法附則第5項の規定により指定があったものとみなされた道路を含む。)の全部又は一部について、指定の取消しを受けようとする者は、前条第1項に規定の例により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請によって道路の位置の指定を取り消した場合においては、その旨を公告し、かつ、当該申請者に通知するものとする。

3 前条第4項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(私道の変更又は廃止の承認の申請)

第16条 私道(法第42条第1項第3号又は同条第2項に該当するものをいう。以下この条において同じ。)の変更又は廃止をしようとする者は、私道の変更(廃止)承認申請書(様式第19号)の正本及び副本に、次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 地籍図
- (3) 私道の登記事項証明書

2 市長は、私道の変更又は廃止の承認をしたときは、その旨を公告し、かつ、その旨を記載した通知書に、申請書の副本及びその添付書類を添えて、これらを申請者に交付するものとする。

(開発区域内等の私道の変更又は廃止)

第17条 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定による道路の区域の決定をした当該道路の区域内、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の規定による開発許可を受けた開発区域内若しくは同法第65条第1項の規定が適用される都市計画事業の事業地内、都市再開発法(昭和44年法律第38号)による市街地再開発事業の施行地区内又は土地区画整理法(昭和29年法律第119号)による土地区画整理事業の施行地区内における私道の変更又は廃止(第15条第1項に規定する指定の取消しを含む。)については、第15条第1項及び前条第1項の規定にかかわらず、市長に対する申請を要しない。

(許可申請書に添付する図書)

第18条 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 申請の理由書
- (2) 省令第1条の3に規定する図書
- (3) 法第43条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面
- (4) 法第44条第1項第4号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 防火地域図
 - イ 両側の建築物の構造種別図
- (5) 法第47条ただし書及び第68条第2項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 同一壁面線上の建築物の配置図
 - イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図
- (6) 法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書又は第14項ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 第2条第1項第1号の規定に該当する建築物にあっては、同号に掲げる調書
 - イ 工場の用途に供する建築物にあっては、機械配置図及び作業工程を明示する図書
 - ウ 用途地域図(敷地の外周から1キロメートル以上の範囲を示すものをいう。以下同じ。)
 - エ 周辺(敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下同じ。)の建築物の用途別現況図
 - オ 地区計画又は沿道地区計画の区域のうち再開発等促進区又は沿道再開発等促進区内の建築物にあっては、地区計画又は沿道地区計画の内容を示す図書
- (7) 法第51条ただし書(法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 処理能力その他建築物の計画内容説明書
 - イ 用途地域図
 - ウ 周辺の建築物の用途別現況図
- (8) 法第44条第1項第2号、第52条第10項、第11項若しくは第14項、第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、第53条の2第1項第3号若しくは第4号(法第57条の5第3項において準用する場合を含む。)、第55条第3項若しくは第4項各号、第56条の2第1項ただし書、第57条の4第1項ただし書、第58条第2項、第59条第1項第3号若しくは第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書又は第68条第1項第2号若しくは第3項第2号の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図
 - イ 周辺の道路配置状況図
 - ウ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 - エ 周辺の建築物の用途別現況図
- (9) 法第68条の3第4項、第68条の5の3第2項又は第68条の7第5項の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図
 - イ 地区計画、防災街区整備地区計画、沿道地区計画又は集落地区計画の内容を示す図書
 - ウ 周辺の道路配置状況図
 - エ 周辺の建築物の用途別現況図

2 省令第10条の4第4項の規定により市長が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 申請の理由書
- (2) 省令第3条に規定する図書
- (3) 法第88条第2項において準用する法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書又は第87条第2項若しくは第3項中法第48条第1項ただし書、第2項ただし書、第3項ただし書、第4項ただし書、第5項ただし書、第6項ただし書、第7項ただし書、第8項ただし書、第9項ただし書、第10項ただし書、第11項ただし書、第12項ただし書、第13項ただし書若しくは第14項ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図
 - イ 周辺の建築物の用途別現況図

(4) 法第88条第2項において準用する法第51条ただし書又は法第87条第2項若しくは第3項中法第51条ただし書に関する部分の規定による許可の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書

- ア 処理能力その他工作物の計画内容説明書
- イ 用途地域図
- ウ 周辺の建築物の用途別現況図

3 市長は、第1項又は前項の場合において、それぞれ第1項各号又は前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

(建築面積の敷地面積に対する割合の緩和)

第19条 法第53条第3項第2号の規定により市長が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの
- (2) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地(前号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの
- (3) 各幅員4メートル以上、内角120度以下の2つの道路によってできた角にある敷地(前各号に規定する道路によってできた角にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの
- (4) 各幅員6メートル以上、その和14メートル以上、間隔50メートル(間隔が一定しない場合にあっては、その平均値とする。以下この条において同じ。)以下の2つの道路の間にある敷地で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が2,000平方メートル以下のもの
- (5) 各幅員4メートル以上、その和10メートル以上、間隔30メートル以下の2つの道路の間にある敷地(前号に規定する道路の間にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が1,000平方メートル以下のもの
- (6) 各幅員4メートル以上、間隔30メートル以下の2つの道路の間にある敷地(第4号及び前号に規定する道路の間にある敷地を除く。)で、その敷地周囲の延長の3分の1以上がこれらの道路に接し、かつ、その面積が500平方メートル以下のもの
- (7) 前各号に規定する道路によってできた角又は間隔を2以上有する敷地で、その面積がこれらの角又は間隔に係る前各号に規定する面積の和以下のもの
- (8) 公園、広場、線路敷、川、海その他これらに類するものに接する敷地で、前各号に掲げる敷地に準ずるもの
(政令第130条の10第2項ただし書の規定に基づく敷地面積の規模)

第20条 政令第130条の10第2項ただし書の規定により市長が規則で定める敷地面積の規模は、750平方メートルとする。

(道路斜線制限に係る後退距離の算定の特例)

第21条 政令第130条の12第5号の規定により市長が規則で定める建築物の部分は、道路の上空に設けられる渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する工作物に接続するもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
- (2) 建築物の5階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
- (3) 多数人の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの
(認定申請書に添付する図書)

第22条 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

- (1) 法第43条第2項第1号又は政令第137条の12第6項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 断面図
 - カ 敷地の周辺の道路その他の空地の状況を示した図面
- (2) 法第44条第1項第3号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 用途地域図
 - イ 付近見取図
 - ウ 配置図
 - エ 各階平面図
 - オ 2面以上の立面図
 - カ 断面図
 - キ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図
- (3) 法第52条第6項第3号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 断面図
 - カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図
- (4) 法第55条第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
 - ア 付近見取図
 - イ 配置図(空地の面積及び敷地面積を明示したのものとする。)

- ウ 2面以上の立面図
 - エ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 - オ 日影図
 - カ 周辺の建築物の用途別現況図
- (5) 法第57条第1項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書(建築物と高架の工作物との関係を明示したものとす
る。)
- ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 2面以上の立面図
 - エ 断面図
 - オ 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 - カ 法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図
 - キ 周辺の建築物の用途別現況図
- (6) 法第68条第5項、第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、第68条の4、第68条の5の2、第68条の5の5第1項若しくは第2項又
は第68条の5の6の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
 - イ 付近見取図
 - ウ 配置図
 - エ 各階平面図
 - オ 2面以上の立面図
 - カ 断面図
 - キ 地区計画等の内容を示す図書
 - ク 法第56条の2第1項に規定により日影による高さの制限を受ける建築物にあっては、日影図
- (7) 法第86条の6第2項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
 - イ 一団地の住宅施設に関する都市計画の内容を示す図書
 - ウ 付近見取図
 - エ 一団地の住宅施設の周囲の道路配置図
 - オ 一団地の住宅施設の配置図(道路、敷地内通路、建築物の用途又は構造等、建築物の間隔等を明示したものとす。)
 - カ 建築物の平面及び高さを示す図面
- (8) 政令第131条の2第2項又は第3項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 計画道路若しくは予定道路又は壁面線若しくは壁面の位置の制限として定められた限度の線並びに敷地及び周辺の土地と建築物の
高さとの関係を示した図面
- (9) 政令第137条の12第7項の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 用途地域図
 - イ 付近見取図
 - ウ 配置図
 - エ 各階平面図
 - オ 2面以上の立面図
 - カ 断面図
 - キ 周辺の道路配置状況図
 - ク 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面
 - ケ 周辺の建築物の用途別現況図
- (10) 政令第137条の16第2号の規定による認定の申請をする場合にあっては、次に掲げる図書
- ア 付近見取図
 - イ 配置図
 - ウ 各階平面図
 - エ 2面以上の立面図
 - オ 不適格建築物調書(様式第3号又は様式第3号の2)

2 市長は、前項各号に掲げる図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合の緩和)

第23条 政令第135条の2第2項の規定により、建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、同条第1項の規定
にかかわらず、その前面道路は、敷地の地盤面から1メートル下の位置にあるものとみなす。

(政令第136条第3項ただし書の規定に基づく地域及び敷地面積の規模)

第24条 政令第136条第3項ただし書の規定により市長が規則で定める敷地面積の規模は、次の表の左欄に掲げる地域の区分に応じ、同表の右
欄に掲げる数値とする。

| 地域 | 敷地面積の規模 |
|--------------------------|-------------|
| 第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域 | 1,000平方メートル |

第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域

500平方メートル

(一の敷地とみなすこと等による制限の緩和の認定又は許可の申請書に添付する図書)

第25条 省令第10条の16第1項第4号の規定により、法第86条第1項又は第2項の規定による認定の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

(1) 地籍図

(2) 申請区域内の土地の登記事項証明書

(3) 省令第10条の16第1項第3号に規定する所有権又は借地権を有する者の印鑑登録証明書

2 省令第10条の16第1項第4号の規定により、法第86条第3項又は第4項の規定による許可の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

(1) 申請の理由書

(2) 地籍図

(3) 申請区域内の土地の登記事項証明書

(4) 省令第10条の16第1項第3号に規定する所有権又は借地権を有する者の印鑑登録証明書

(5) 用途地域図

(6) 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

(7) 周辺の建物の用途別現況図

3 省令第10条の16第2項第3号の規定により、法第86条の2第1項の規定による認定の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

(1) 地籍図

(2) 申請区域内の土地の登記事項証明書

(3) 省令第10条の18に規定する計画書の記載事項の変更の内容を示す図書

4 省令第10条の16第2項第3号の規定により、法第86条の2第3項の規定による許可の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

(1) 申請の理由書

(2) 地籍図

(3) 申請区域内の土地の登記事項証明書

(4) 省令第10条の18に規定する計画書の記載事項の変更の内容を示す図書

(5) 用途地域図

(6) 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

(7) 周辺の建物の用途別現況図

5 省令第10条の16第3項第3号の規定により、法第86条の2第2項の規定による許可の申請書に添付する図書として市長が規則で定めるものは、次に掲げる図書とする。

(1) 申請の理由書

(2) 地籍図

(3) 申請区域内の土地の登記事項証明書

(4) 省令第10条の16第3項第2号に規定する所有権又は借地権を有する者の印鑑登録証明書

(5) 省令第10条の18に規定する計画書の記載事項の変更の内容を示す図書

(6) 用途地域図

(7) 道路並びに敷地及び周辺の土地と建築物の高さとの関係を示した図面

(8) 周辺の建物の用途別現況図

6 市長は、前各項の場合において、それぞれこれらの規定に定める図書のほか、必要と認める図書の提出を求めることがある。

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の取消しの申請書に添付する図書)

第26条 省令第10条の21第1項第3号の規定により市長が規則で定める図書は、次に掲げる図書とする。

(1) 地籍図

(2) 申請区域内の土地の登記事項証明書

(3) その他市長が必要と認める図書

(不適格建築物の報告)

第27条 法第86条の7第1項の規定により政令第137条の2から第137条の11の3までに規定する範囲内の建築物の増築又は改築であつて、法第6条第1項の規定による建築確認を要しないものをしようとする者は、不適格建築物調書(様式第3号、様式第3号の2又は様式第4号)を市長に2部提出しなければならない。

(補則)

第28条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に、建築基準法施行細則(昭和37年兵庫県規則第92号)の規定によりなされた申請その他の手続については、この規則の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

附 則(平成12年5月26日高砂市規則第18号)

この規則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則(平成12年12月28日高砂市規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第2号の改正規定及び様式第9号の改正規定中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める部分は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成16年9月1日高砂市規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月1日高砂市規則第2号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則(平成17年7月1日高砂市規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日高砂市規則第16号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月1日高砂市規則第2号)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の高砂市建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認の申請書若しくは同法第6条の2第1項の規定による確認を受けるための書類を提出する建築物又は同法第18条第2項の規定による通知をする建築物について適用し、同日前に当該申請書若しくは書類を提出した建築物又は当該通知をした建築物については、なお従前の例による。

附 則(平成27年5月29日高砂市規則第22号)

この規則は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第14条第4項及び第18条第1項第8号の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年5月31日高砂市規則第31号)

1 この規則は、平成28年6月1日から施行する。

2 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(平成28年国土交通省令第10号。以下この項において「改正省令」という。)附則第2条第4項の規定により読み替えて適用する改正省令第1条の規定による改正後の建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下この項において「新省令」という。)第6条第1項の規定により市長が定める報告の時期は、次に掲げるとおりとする。

(1) 改正省令附則第2条第4項に規定する小荷物専用昇降機 毎年の建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項又は第7条の2第5項(これらの規定を同法第87条の2において準用する場合を含む。)の検査済証の交付を受けた日に応ずる日の属する月の2箇月前の月から当該応ずる日の属する月まで(新省令第6条第1項各号に掲げる場合に該当するときは、その直後の時期を除く。)

(2) 改正省令附則第2条第4項に規定する防火設備 平成30年7月から同年10月まで

附 則(平成30年3月30日高砂市規則第8号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年10月4日高砂市規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年9月24日高砂市規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月31日高砂市規則第13号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月31日高砂市規則第12号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月10日高砂市規則第23号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年6月30日高砂市規則第26号)

この規則は、令和7年7月1日から施行する。
